

2016年新興国最低賃金 ～自動車生産10カ国12地域の比較～

2016年1月15日

マークラインズ、2016年の新興国最低賃金比較を発表

- ◆メキシコ都市部の最低賃金は前年比4%増の月額約90ドル（平均賃金は260～360ドル）
- ◆中国・上海は前年比11%増の月額約310ドル、広州は22%増の約290ドル、2010年比で2倍以上

マークラインズ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：酒井 誠、<http://www.marklines.com/>）は、自動車工場が集積している新興10カ国12地域について、2016年1月時点の最低賃金をとりまとめました。

・メキシコの最低賃金は、都市部で前年比4%増の日額73.04ペソ（月額約90ドル）、地方で3%増の日額68.28ペソ（月額約85ドル）。比較対象国では最低水準で、上昇率も他国と比べ低く安定しています。但し、日給は休日も含めた支給が義務付けられるほか、最低賃金に含まれない各種手当があり、製造業一般工職の月額平均賃金は260～360ドルと、下限値ではインドネシアやフィリピン、上限値ではインドやタイと同水準になっています。

・中国の最低賃金は、上海で前年比11%増の月額2,020元（約310ドル）、広州で22%増の1,895元（約290ドル）。比較対象国では最高水準で、2010年比でそれぞれ2倍以上となっています。平均賃金はブラジルやロシアを下回りますが、ASEAN諸国、インド、メキシコよりも高い水準です。但し、先進国の下限値と比べても、最低賃金で半分以下、平均賃金で3分の1程度に留まっています。

・ベトナムの最低賃金は、第2地域（ダナン市など）で前年比13%増の月額310万ドン（約140ドル）に引き上げられました。現地通貨建てで2010年値の2.6倍上昇していますが、最低賃金と平均賃金がほぼ同水準で、平均賃金は比較対象国の中で最も低くなっています。

・インドネシアの最低賃金は、西ジャワ州カラワン県で前年比13%増の月額333万ルピア（約240ドル）。現地通貨建てで2010年値の約5倍も上昇し、比較対象国で突出した上昇率になっていますが、平均賃金はベトナムに次いで2番目に低い水準です。

・マレーシアの最低賃金は、2013年にマレー半島全域で月額900リンギット（約200ドル）に設定されましたが、2016年7月に1,000リンギット（約230ドル）に引き上げられる予定です。

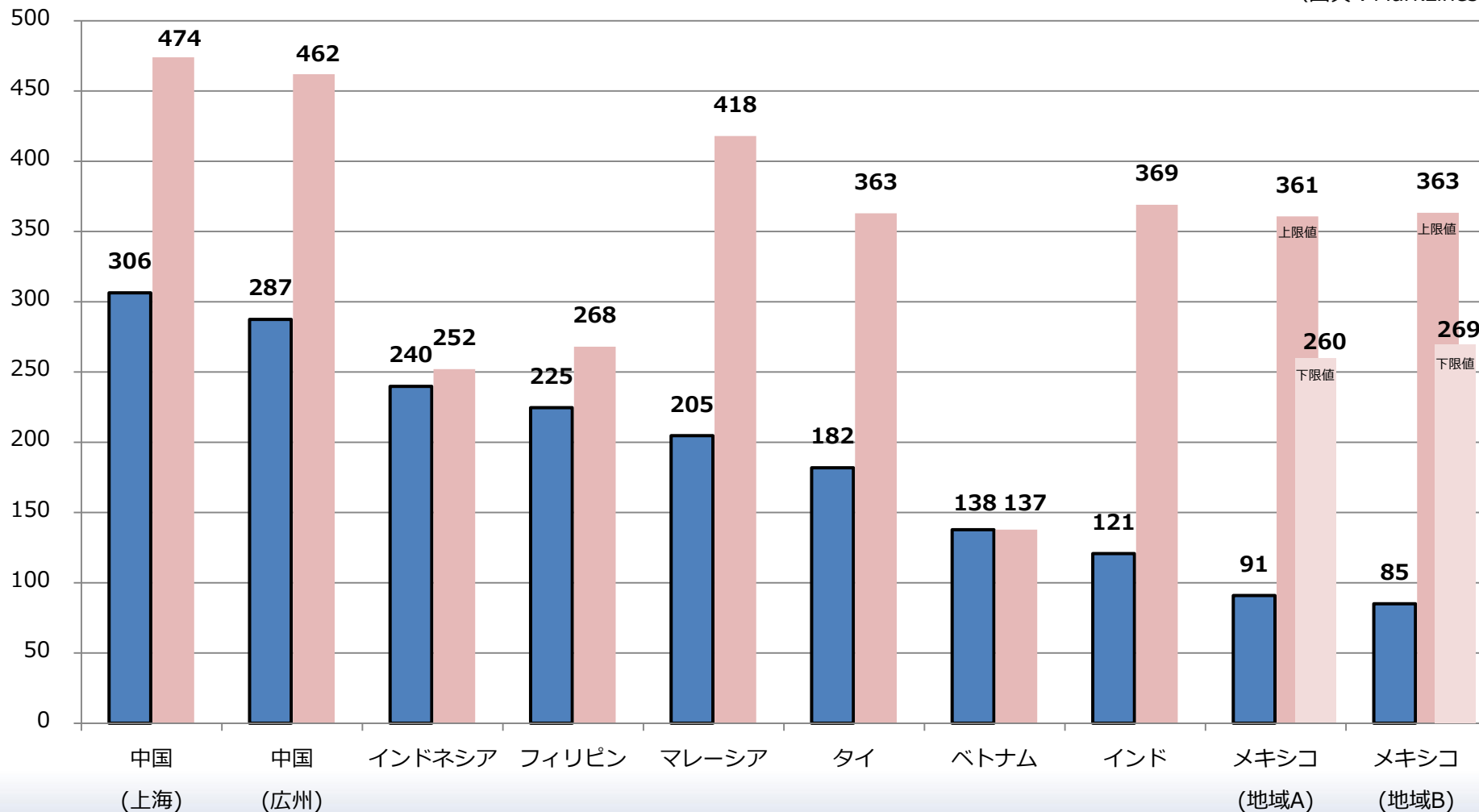
・タイの最低賃金は、2013年から全国一律で月額300バーツ（月額約180ドル）に設定され、2016年6月まで据え置かれることが決定しています。但し、自動車業界での賃上げ要求は激しく、実質賃金は年率7～8%増で推移しています。

・インドの最低賃金は、各州政府が業種別に決定し、最低5年に1回改定されます。首都ニューデリーの最低賃金は2013年10月に月額8,086ルピー（約120ドル）に改定後据え置かれています。なお、最低賃金を全国一律化する草案が2015年12月に内閣に提出されています。

2016年新興国最低賃金

(USドル/月) ■ 最低賃金 ■ 平均賃金<参考>

(出典：MarkLines)



注1. 最低賃金と平均賃金は、製造業一般工職の賃金をベース。但し、調査時点が異なるため平均賃金は参考値です

注2. ベトナムの平均賃金調査時期は2014年10月～11月であるため、2016年1月時点の平均賃金は上昇していると推測されます

注3. メキシコの平均賃金は、下限値と上限値を表示しています

2016年新興国最低賃金 ～自動車生産10カ国12地域の比較～

自動車生産地域の最低賃金

(2016年1月時点)

	新興国												先進国＜参考＞				
	中国		インド ネシア	フィリピン	ブラジル	マレーシア	タイ	ロシア	ベトナム	インド	メキシコ		米国	ドイツ	スペイン	日本	韓国
																	
	上海	広州	西ジャワ州 カラワン県	マニラ 首都圏	全国一律	マレー半島	全国一律	サンクト ペテルブルク	第2地域	ニューデリー (非熟練工)	地域A (首都圏/ 非熟練工)	地域B (非熟練工)	米連邦	全国一律	全国一律	全国平均	全国一律
主な進出 OEM	GM、 VWほか	トヨタ、 ホンダ、 日産ほか	トヨタ、 ダイハツ、 ホンダほか	トヨタ、 ホンダ、 日産ほか	トヨタ、 ホンダ、 日産ほか	トヨタ、 ダイハツ、 ホンダほか	トヨタ、 ホンダ、 日産ほか	トヨタ 日産ほか	トヨタ、 ホンダほか	スズキ、 ホンダほか	トヨタ、 ホンダほか	日産 マツダ (トヨタ)ほか	-	-	-	-	-
最低賃金 (現地通貨)	2,020 CNY/月	1,895 CNY/月	3,330,505 IDR/月	481 PHP/日	880 BRL/月	900 MYR/月	300 THB/日	11,700 RUB/月	3,100,000 VND/月	8,086 INR/月	73.04 MXN/日	68.28 MXN/日	7.25 USD/時	8.5 EUR/時	655.1 EUR/月	798 JPY/時	6,030 KRW/時
前年比	+11.0%	+22.3%	+12.6%	+3.2%	+11.7%	±0.0%	±0.0%	+23.9%	+12.7%	±0.0%	+4.2%	+2.8%	±0.0%	±0.0%	+1.0%	+2.3%	+8.1%
発効時期	2015年 4月	2015年 5月	2016年 1月	2015年 4月	2016年 1月	2013年 1月	2013年 1月	2016年 1月	2016年 1月	2013年 10月	2016年 1月	2015年 4月	2009年 7月	2015年 1月	2016年 1月	2015年 10月	2016年 1月
最低賃金 (USドル/月) ※1	306.4	287.4	239.8	224.6	217.3	204.7	181.8	154.9	137.8	120.8	90.9	85.0	1,276.0	1,626.0	712.0	1,194.7	881.9
平均賃金 (USドル/月) ＜参考＞ ※2	474 上海	462 広州	252 ジャカルタ	268 マニラ	1,044.41 サンパウロ	418 クアラ ランブール	363 バンコク	648～ 937 サンクト ペテルブルク	137 ダナン	369 ニューデリー	259.53～ 360.80 メキシコ シティ	268.76～ 363.34 アグアス カリエンテス	2,676 アトランタ	2,800 イエナ	1,330～ 2,546 バルセロナ	2,305 名古屋	1,729 ソウル
1人当たり 名目GDP (USドル)※3	8,280		3,416	2,951	8,802	10,073	5,426	8,447	2,171	1,688	9,592		55,904	41,267	26,327	32,481	27,513
生産能力 (万台)※4	3,796		167	16	545	134	329	428	24	679	406		1,247	666	313	1,115	518

※1. USドルの最低賃金は、2016年1月7日レートで、時給は1日8時間、日額は22営業日で月額に換算

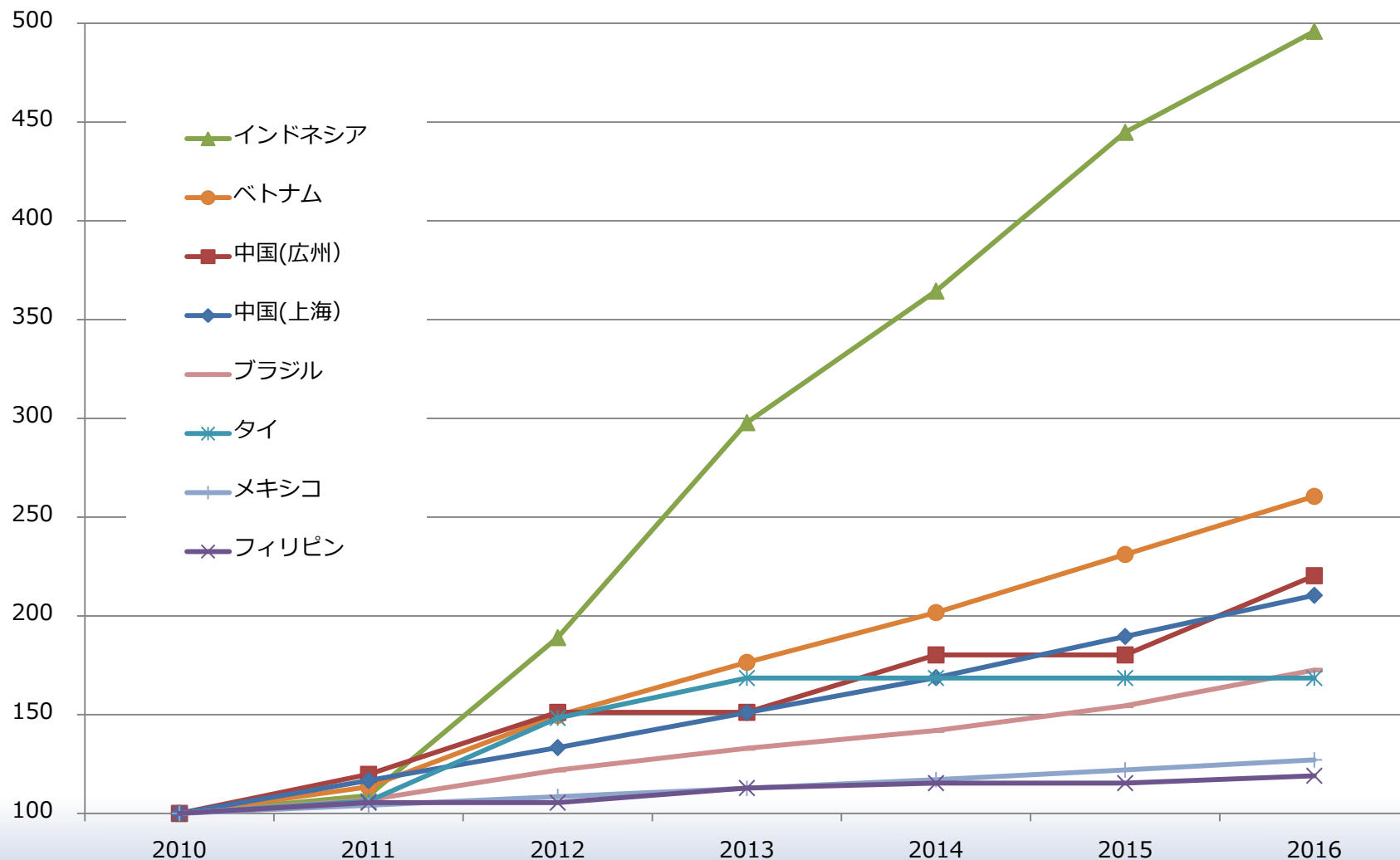
※2. 平均賃金は、製造業のワーカー（一般工職）の月額値です。但し、最低賃金と調査時点が異なるため平均賃金はあくまで参考
(JETRO調べ、調査実施時期2014年10月～2015年7月、“投資コスト比較” <https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>)

※3. 1人当たり名目GDPは、IMFによる2015年10月時点の推計 (“World Economic Outlook Database” <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/02/weodata/index.aspx>)

※4. 生産能力は、2015年時点のライトピークルの年間生産能力 (MarkLines調べ)

新興国最低賃金上昇率（現地通貨建て）

（2010年値=100）



（出典：MarkLines）

新興国最低賃金上昇率（現地通貨建て）

自動車生産地域の最低賃金上昇率

2010年比(2010年値=100)、毎年1月時点、現地通貨建て

国・地域	通貨	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
インドネシア (カラワン)	IDR/月	671,500	732,000	1,269,227	2,000,000	2,447,450	2,987,000	3,330,505
	2010年比	100	109	189	298	364	445	496
ベトナム (第2地域)	VND/月	1,190,000	1,350,000	1,780,000	2,100,000	2,400,000	2,750,000	3,100,000
	2010年比	100	113	150	176	202	231	261
中国 (広州)	CNY/月	860	1,030	1,300	1,300	1,550	1,550	1,895
	2010年比	100	120	151	151	180	180	220
中国 (上海)	CNY/月	960	1,120	1,280	1,450	1,620	1,820	2,020
	2010年比	100	117	133	151	169	190	210
ブラジル	BRL/月	510	545	622	678	724	788	880
	2010年比	100	107	122	133	142	155	173
タイ (ラヨン)	THB/日	178	189	264	300	300	300	300
	2010年比	100	106	148	169	169	169	169
メキシコ (地域A)	MXN/日	57.46	59.82	62.33	64.76	67.29	70.10	73.04
	2010年比	100	104	108	113	117	122	127
フィリピン (マニラ首都圏)	PHP/日	404	426	426	456	466	466	481
	2010年比	100	105	105	113	115	115	119

2016年新興国最低賃金 ～自動車生産10カ国12地域の比較～

<注 記>

- | | | |
|--------|---|--|
| 中国 |  | ・ 各省・直轄市政府が最低賃金を設定、改定時期はそれぞれ異なる |
| インドネシア |  | ・ 最低賃金は毎年、州別に発表する。首都ジャカルタの2016年最低賃金は310万ルピア/月（前年比14.8%増） |
| フィリピン |  | ・ 最低賃金は地域別に発表、改定時期はそれぞれ異なる
・ マニラ首都圏の最低賃金は2015年4月4日に15ペソ引き上げられたが、対応できない企業は1年の猶予が認められる |
| ブラジル |  | ・ 最低賃金は連邦政府によって定められており、毎年改定される |
| マレーシア |  | ・ 2013年から最低賃金制度を一部導入。2016年7月にマレー半島では現行900から1,000リンギット/月に、東マレーシアでは現行800から920リンギット/月に改定される予定 |
| タイ |  | ・ 2013～2016年6月の最低賃金は全国一律300バーツ/日で固定 |
| ロシア |  | ・ 州・共和国・自治州政府が独自の最低賃金を設定することができるが、連邦政府が規定した額を下回らない範囲とされている
・ 連邦政府が設定した2016年最低賃金は6,204ルーブル/月、モスクワ市は16,500ルーブル/月 |
| ベトナム |  | ・ 最低賃金は毎年、第1～4地域別に設定。2011年9月までは外資・内資別だったが同年10月から統一
・ 2016年最低賃金は、第1地域（ハノイ、ホーチミンなど）が350万ドン/月、第2地域（ダナンなど）が310万ドン/月、第3地域（クアンナムなど）が270万ドン/月、第4地域（その他）が240万ドン/月 |
| インド |  | ・ 各州政府が業種別に最低賃金を決定、最低5年に1回改定
・ ニューデリーの最低賃金は2013年10月改定以降、未発表(2015年末時点)
・ インド労働省は2015年12月、州毎に異なる最低賃金を全土一律化する草案を内閣に提出している |
| メキシコ |  | ・ 最低賃金は、政府、労働組合、経済界の代表からなる国家最低賃金委員会（CONASAMI）が制定
・ 非熟練工向けの一般最低賃金のほか、熟練工向けの職業別最低賃金が定められる
・ 2016年の地域A（メキシコシティなどの首都圏）の一般最低賃金は73.04ペソ/日、地域B（アグアスカリエンテスなど）の一般最低賃金は68.28ペソ/日 |

マークラインズ株式会社 会社概要

会社概要

[本社]

〒107-0052 東京都港区赤坂8-4-14 青山タワープレイス2F

[設立] 2001年1月4日

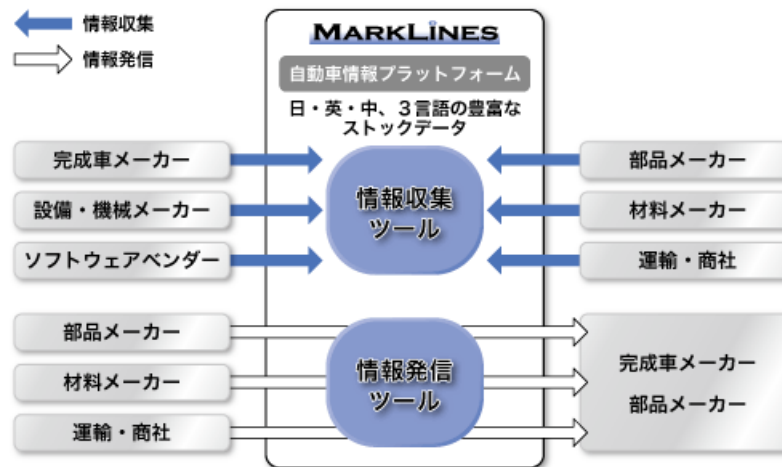
[従業員数] 連結 97名、単独 70名（2016年1月現在・臨時雇用者含む）

[代表者] 代表取締役社長 酒井 誠

[事業内容] 自動車産業ポータル運営

自動車情報プラットフォーム事業

自動車産業ポータルの中核を成す「自動車情報プラットフォーム」は、インターネットを通じた企業間取引（B2B）サービスであり、自動車関連企業が共通に必要なしながら、入手するには手間やコストがかかる世界各国の自動車産業の情報を入手できる「情報収集ツール」、及び自社の製品・技術・サービスを完成車メーカーや部品メーカーにプロモーションできる「情報発信ツール」の2つのツールで構成されています。利用者に対して、情報収集と情報発信の両面のサービスを提供することで、企業の調達活動とマーケティング活動をサポートする事業です。



コンサルティング

コンサルティング事業は、顧客の依頼に個別に対応して市場調査（部品別モデル搭載情報、シェア情報、技術・市場動向等の調査）、技術コンサルティング、専門性の高い提携先企業との共同プロジェクト等を行う事業です。

人材紹介サービス

お客様企業からの要望にもとづき、技術・営業・マーケティング・海外事業などの分野で独自に発掘した人材を紹介する事業です。

本件に関するお問い合わせ先

マークラインズ株式会社 調査部

電話：03-5785-1385

e-mail：research-dept@marklines.com

担当：永野、雪嶋